



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	里づくり計画の変更認定	経済観光局農政計画課	1
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道高丸陸11号線)	建設局道路管理課	2
告示	道路法による歩行者専用道路の指定(市道岡場2号線他)	建設局道路管理課	3
告示	道路法による道路の認定及び廃止(市道岡場1号線他)	建設局道路管理課	4
告示	個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る法人の指定(特定非営利活動法人 Present Garden to)	行財政局税務部市民税企画課	7
公告	神戸市環境影響評価に関する条例による事後調査報告書の写しの縦覧(神戸国際港都建設計画道路1.3.6号大阪湾岸線西伸線)	環境局環境保全課	8
公告	神戸農業振興地域整備計画の軽微な変更	経済観光局農政計画課	9
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(イオンモール神戸南)	経済観光局経済政策課	10
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(ケーズデンキ北神戸鹿の子台店)	経済観光局経済政策課	20
公告	大規模小売店舗立地法第6条第1項による届出(ケーズデンキ西神戸店)	経済観光局経済政策課	22
公告	水難救護法第29条第1項により引渡しを受けた漂流物	垂水区保健福祉部保健福祉課	24
区役所	区長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令	地域協働局区役所課	25
交通局	神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程等の一部を改正する規程	交通局経営企画課	30
市税事務所	石川県における市税に関する申告期限等の延長期限の指定	行財政局税務部税制企画課	35

神戸市告示第314号

人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例（平成8年4月条例第10号）第18条第7項の規定に基づく里づくり計画の変更の認定を行ったので、同条第8項において準用する同条第6項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年10月7日

神戸市長 久 元 喜 造

1 変更認定する里づくり計画

谷口里づくり計画

2 変更の内容

土地利用計画の変更

令和7年10月7日 神戸市公報第3931号

神戸市告示第315号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和7年10月8日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和7年10月21日まで一般の縦覧に供する。

令和7年10月7日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	高丸陸11号線	神戸市垂水区高丸6丁目 2243番405地先から 神戸市垂水区高丸8丁目 2243番588地先まで	新	95.20	6.00
			旧	95.20	5.60

神戸市告示第316号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第3項の規定により、次の市道の全区間をもつぱら歩行者の一般交通の用に供する道路に指定するので、同条第5項の規定により告示する。

令和7年10月7日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

- 1 路線名
岡場2号線
車21号線
- 2 指定する期日
令和7年10月7日

神戸市告示第317号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条及び第10条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように認定し、及び廃止する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年10月7日

神戸市長 久 元 喜 造

1 認定する市道の路線

路線名	起 点	終 点
岡場1号線	神戸市北区有野町有野字岡場1898番9地先	神戸市北区有野町有野字岡場2722番地先
岡場2号線	神戸市北区有野町有野字岡場2722番3地先	神戸市北区有野町有野字岡場1907番地先
藤原台南町98号線	神戸市北区藤原台南町5丁目19番2地先	神戸市北区藤原台南町5丁目19番38地先
藤原台南町99号線	神戸市北区藤原台南町5丁目19番51地先	神戸市北区藤原台南町5丁目19番44地先
車10号線	神戸市須磨区車字梨川山748番9地先	神戸市須磨区白川字高尾8番170地先
車11号線	神戸市須磨区車字玉子谷702番2地先	神戸市須磨区車字梨川山6番89地先
車12号線	神戸市須磨区車字梨川山6番74地先	神戸市須磨区車字梨川山6番27地先
車13号線	神戸市須磨区車字梨川山6番78地先	神戸市須磨区車字梨川山6番43地先
車14号線	神戸市須磨区車字大廻り山5番31地先	神戸市須磨区白川字高尾8番175地先
車15号線	神戸市須磨区車字梨川山6番124地先	神戸市須磨区白川字高尾8番160地先
車16号線	神戸市須磨区車字梨川山6番149地先	神戸市須磨区車字梨川山6番156地先
車17号線	神戸市須磨区車字梨川山6番162地先	神戸市須磨区車字大廻り山5番47地先
車18号線	神戸市須磨区白川字高尾8番147地先	神戸市須磨区車字大廻り山5番49地先
車19号線	神戸市須磨区白川字高尾8番153地先	神戸市須磨区白川字高尾8番157地先
車20号線	神戸市須磨区白川字高尾8番177地先	神戸市須磨区白川字高尾8番173地先
車21号線	神戸市須磨区車字大廻り山5番35地先	神戸市須磨区車字大廻り山5番33地先

多聞台71号線	神戸市垂水区多聞台5丁目48番1地先	神戸市垂水区多聞台5丁目48番11地先
新方11号線	神戸市西区玉津町新方字大東97番40地先	神戸市西区玉津町新方字大東97番18地先
新方12号線	神戸市西区玉津町新方字大東99番8地先	神戸市西区玉津町新方字大東99番10地先

2 廃止する市道の路線

路線名	起 点	終 点
須磨里151号線	神戸市須磨区白川字奥谷山786番地先	神戸市須磨区白川字奥谷山787番地先
須磨里152号線	神戸市北区山田町下谷上字中一里山16番10地先	神戸市須磨区白川字奥谷山792番地先
東灘里25号線	神戸市東灘区本山北町4丁目466番3地先	神戸市東灘区本山北町4丁目466番3地先
湊東方面第92号線	神戸市兵庫区下三条町8番2地先	神戸市兵庫区下三条町6番1地先
兵庫里15号線	神戸市兵庫区下三条町11番地先	神戸市兵庫区下三条町8番2地先
山田里922号線	神戸市北区大池見山台14番374地先	神戸市北区大池見山台1番19地先
岩岡第191号線	神戸市西区岩岡町岩岡字坂ノ下654番168地先	神戸市西区岩岡町岩岡字坂ノ下581番1地先
押部谷里672号線	神戸市西区押部谷町木見字荒田754番地先	神戸市西区押部谷町木見字荒田756番地先
有野里89号線	神戸市北区有野町有野字岡場1907番9地先	神戸市北区有野町有野字岡場1907番9地先
有野里90号線	神戸市北区有野町有野字岡場1907番10地先	神戸市北区有野町有野字岡場1907番10地先
有野里91号線	神戸市北区有野町有野字岡場1936番地先	神戸市北区有野町有野字岡場1940番1地先
有野里92号線	神戸市北区有野町有野字岡場1907番12地先	神戸市北区有野町有野字岡場1906番地先
有野里93号線	神戸市北区有野町有野字岡場1907番地先	神戸市北区有野町有野字岡場1907番地先
有野町合併第63号線	神戸市北区有野町有野字岡場4418番52地先	神戸市北区有野町有野字岡場1907番地先
有野町合併第93号線	神戸市北区有野町有野字岡場2724番2地先	神戸市北区有野町有野字岡場2722番地先
有野町合併第100号線	神戸市北区有野町有野字岡場1982番1地先	神戸市北区有野町有野字岡場1983番9地先
有野町合併第116号線	神戸市北区有野町有野字岡場1907番8地先	神戸市北区有野町有野字岡場1907番6地先
有野町合併第117号線	神戸市北区有野町有野字岡場1951番地先	神戸市北区有野町有野字岡場1947番地先

有野町合併第118号線	神戸市北区有野町有野字岡場1947番地先	神戸市北区有野町有野字岡場1907番地先
有野町合併第130号線	神戸市北区有野町有野字岡場1951番地先	神戸市北区有野町有野字岡場1977番1地先
有野町合併第131号線	神戸市北区有野町有野字岡場1907番地先	神戸市北区有野町有野字岡場1907番地先
有野町合併第132号線	神戸市北区有野町有野字岡場1911番3地先	神戸市北区有野町有野字岡場1906番地先
有野町合併第133号線	神戸市北区有野町有野字岡場1895番1地先	神戸市北区有野町有野字岡場4102番2地先
山田里14号線	神戸市北区山田町上谷上字古々谷25番4地先	神戸市北区山田町上谷上字古々谷25番6地先
須磨里464号線	神戸市須磨区車字梨川748番4地先	神戸市須磨区車字梨川748番7地先
須磨里580号線	神戸市須磨区車字大廻り山7番1地先	神戸市須磨区車字大廻り山6番2地先
神出村第101号線	神戸市西区神出町田井字吉森334番2地先	神戸市西区神出町田井字吉森336番1地先
新方10号線	神戸市西区玉津町新方字大東110番3地先	神戸市西区玉津町新方字大東107番地先

令和7年10月7日 神戸市公報第3931号

神戸市告示第318号

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第23条の2第1項第3号の規定に基づき、個人の市民税の控除の対象となる寄附金に係る団体を指定したので、次のとおり告示する。

令和7年10月7日

神戸市長 久 元 喜 造

指定番号	指定年月日 (対象となる寄附金)	名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
20250006	令和7年9月22日 (令和7年7月29日から令和12年7月28日までに支出された寄附金)	特定非営利活動法人 Present Garden to 理事長 高野 捧 神戸市垂水区南多聞台1丁目5番11号

神戸市公告

神戸市環境影響評価等に関する条例（平成9年10月条例第29号）第29条第3項の規定により次の対象事業に係る同条第1項の規定による事後調査の結果を記載した報告書及びその概要を記載した書類（以下「概要書」という。）の提出があったので、同条第4項の規定により公告するとともに、当該概要書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供します。

令和7年10月7日

神戸市長 久 元 喜 造

1 対象事業の概要

事業の名称	神戸国際港都建設計画道路1. 3. 6号大阪湾岸線西伸線
事業者の名称	(1)国土交通省 近畿地方整備局 (2)阪神高速道路株式会社
代表者	(1)近畿地方整備局長 齋藤 博之 (2)代表取締役社長 上松 英司
事業者の所在地	(1)大阪府中央区大手前3丁目1番41号 (2)大阪府北区中之島3丁目2番4号
事業の種類	一般国道（自動車専用道路）の改築
事業の規模	延長14.1km（6車線）
対象事業の位置	起点：神戸市東灘区向洋町東 終点：神戸市長田区南駒江町

2 縦覧の期間

令和7年10月7日（火曜）から10月20日（月曜）まで

3 縦覧の場所

神戸市中央区磯上通7丁目1番5号 三宮プラザEAST2階
神戸市環境局環境保全課

4 縦覧の時間

午前9時から午後5時まで

令和7年10月7日 神戸市公報第3931号

神戸市公告

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地につき農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第10条第1項に規定する神戸農業振興地域整備計画に係る軽微な変更をしたので、同法第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和7年10月7日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

土地の表示						変更内容
市	区	町	字	地番	面積	
神戸	北	八多町附物	十五町	1854番のうち 別図の斜線部分	1,008 m ² のうち 66 m ²	農業用施設 用地に用途 区分を変更 する。
神戸	西	櫛谷町友清	畑田東	276番1のうち 別図の斜線部分	879 m ² のうち 45 m ²	農用地区域 から除外す る。

別図は省略する。

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年10月7日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年10月7日

神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール神戸南

神戸市兵庫区中之島2丁目1番1

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
イオンモール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	吉田 昭夫

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
イオンモール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	大野 恵司

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名	変更の年月日 変更する理由
イオンリテール株式会社	千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	代表取締役 岡崎 双一	
有限会社ティフォーシー	神戸市西区天王山19番11号	取締役 岡下 正美	

株式会社オンワード檜山	東京都中央区日本橋 3丁目10番5号オン ワードパークビルデ ィング	代表取締役 大澤 道雄	
株式会社アルカス インターナショナル	神戸市中央区港島中 町6丁目8番1	代表取締役 内山 誠一	
株式会社ストライ プインターナショ ナル	岡山市北区幸町2- 8	代表取締役 石川 康晴	
株式会社キャメル 珈琲	東京都世田谷区代田 2-31-8	代表取締役 尾田 信夫	
ビッグクリエイト 株式会社	東京都港区港南2- 16-8 ストーリア品 川 801	代表取締役 北浦 大作	
B-Rサーティワ ンアイスクリーム 株式会社	東京都品川区上大崎 3丁目2番1号	代表取締役 渡辺 裕明	
株式会社千鳥屋宗 家	兵庫県尼崎市塚口町 3丁目26番地の4	代表取締役 原田 太七郎	
有限会社華星	横浜市中区尾上町3 -43-8階C	取締役 魏 華星	
有限会社ネットタ ワー	東京都板橋区板橋1 -49-1	代表取締役 江野 俊銘	
株式会社青木商店	福島県郡山市八山田 5丁目405番地	代表取締役 青木 信博	
株式会社魚組	兵庫県西宮市甲子園 五番町15番6号	代表取締役 勝岡 慶一	平成29年9月16日 新規出店
株式会社ワンズテ ラス	東京都港区北青山3 丁目5番10号	代表取締役 西川 信一	
株式会社LEVEL-S	大阪府茨木市上中条 2丁目10番18号	代表取締役 濱浪 純	
株式会社ココカラ ファインヘルスケ ア	横浜市港北区新横浜 3-17-6ノイテッ クビル	代表取締役 塚本 厚志	
株式会社LIXIL Lビバ	さいたま市浦和区上 木崎1丁目13番1	代表取締役 渡邊 修	

株式会社オールハーツ・カンパニー	名古屋市中区栄2丁目4番18号岡谷鋼機ビルディング1階	代表取締役 田島 慎也	
株式会社担英未来	神戸市垂水区神田町7番15号	代表取締役 又江 啓	
株式会社千里屋	兵庫県伊丹市伊丹8丁目3番29号	代表取締役 亀田 芳広	
株式会社神港フラワーセンター	神戸市中央区下山手通3丁目1番19号	代表取締役 二谷 伸一	平成29年9月16日 新規出店
株式会社ゾフ	東京都港区北青山3丁目6番1号	代表取締役 上野 照博	
株式会社夢染	大阪市北区芝田2-7-18 オーエックス梅田新館6階	代表取締役 丸山 実	
株式会社メガスポート	千葉県美浜区中瀬1丁目5番地1	代表取締役 神谷 和秀	
株式会社CHELSEA New York	石川県金沢市上安原南98番2	代表取締役 北方 康弘	
株式会社パーティー	大阪府中央区船場中央3-2 船場センタービル8号館325	代表取締役 浅野 雄	平成29年9月16日 新規出店
株式会社Yogibo Japan	大阪府中央区瓦町3-6-5 銀泉備後町ビル2F	代表取締役 木村 誠司	平成29年9月16日 新規出店
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区道玄坂1-12-1 渋谷マークシティウエスト19F	代表取締役 野口 実	平成29年9月16日 新規出店
株式会社オンデーズ	東京都品川区東品川2-2-8 スフィアタワー天王洲13F	代表取締役 田中 修治	
菅田株式会社	岡山県津山市川崎1902-3	代表取締役 菅田 拓平	
株式会社ジーフット	東京都中央区新川1-23-5 新川イースト	代表取締役 堀江 泰文	代表者名錯誤訂正
株式会社ライトオン	茨城県つくば市吾妻1丁目11番1号	代表取締役 横内 達治	

株式会社パレモ	愛知県稲沢市天池五反田町1番地	代表取締役 吉田 馨	
株式会社シシエス	神戸市中央区二宮町2丁目10番7号	代表取締役 周 志士	
株式会社タカキュー	東京都板橋区板橋3丁目9番7号	代表取締役 大森 尚昭	
セイコーリテールマーケティング株式会社	東京都中央区銀座1丁目20番14号	代表取締役 庄山 昌彦	代表者名錯誤訂正
上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋西1丁目6番5号	代表取締役 金谷 隆平	
株式会社中央コンタクト	静岡市駿河区南町14-1水の森ビル7F	代表取締役 藤本 亮吉	
ルイカステルジャパン株式会社	大阪府中央区南本町1丁目5番6号	代表取締役 李 在燁	
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1丁目48番14号	代表取締役 木山 剛史	
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	代表取締役 江尻 義久	法人名称錯誤訂正
株式会社WALLS	神戸市兵庫区荒田町3-18-20	代表取締役 高梨 英二	
株式会社MANA	大阪府中央区瓦屋町3-10-1-803	代表取締役 福田 真也	平成29年9月16日 新規出店
株式会社ジャックコーポレーション	石川県金沢市久安2丁目335番地	代表取締役 金子 崇史	
キクヤ図書販売株式会社	神戸市兵庫区出在家町2丁目2番21号	代表取締役 工藤 健一	
株式会社手芸の丸十	兵庫県加古川市加古川町中津448番地の1	代表取締役 畑 陽介	
株式会社ADESSO	神戸市中央区江戸町85-1	代表取締役 尾崎 道孝	
株式会社アライ	兵庫県加古川市尾上町旭1丁目48-18	代表取締役 新居 堯夫	
株式会社ピーチクラブ	堺市小阪270番地	代表取締役 納谷 計男	
株式会社田中ふとん店	愛知県一宮市本町3丁目9番14号	代表取締役 田中 公雄	

株式会社メガネット ップ	静岡市葵区伝馬町8 番地の6 トップセン タービル8F	代表取締役 富澤 昌宏	
株式会社みのや	さいたま市中央区大 字下落合 1050-2	代表取締役 正木 宏和	
ジー・トゥー・ア イ・エクステリア	兵庫県姫路市勝原区 宮田 8-11	畠山 哲郎	平成 29 年 9 月 16 日 新規出店
株式会社ミツイシ	大阪府阪南市箱作 2331 番地	代表取締役 三ツ石 典幸	
株式会社パスポー ト	東京都品川区西五反 田 7-22-17 T O C 10F 37 号	代表取締役 柘植 圭介	平成 30 年 2 月 1 日 新規出店
株式会社西松屋チ ェーン	兵庫県姫路市飾東町 庄 266-1	代表取締役 大村 禎史	
株式会社ヴィレッ ジヴァンガードコ ーポレーション	名古屋市名東区上社 1 丁目 901 番地	代表取締役 白川 篤典	
株式会社大創産業	広島県東広島市西条 吉行東 1 丁目 4 番 14 号	代表取締役 矢野 博丈	
株式会社ツインマ ーボ	大阪市平野区平野馬 場 2 丁目 1 番 6 号 J R 百済貨物ターミナ ル駅構内株式会社大 阪鉄道倉庫 5 階	代表取締役 大藪 幸子	
イオンペット株式 会社	千葉県市川市南八幡 4 丁目 17 番 8 号	代表取締役 大島 学	
株式会社ショット	岡山県倉敷市児島小 川 1-4-27	代表取締役 藤原 敬三	
株式会社コックス	東京都中央区日本橋 浜町 1-2-1 H F 日本橋浜町ビルディ ング	代表取締役 吉竹 英典	
株式会社キャンド ウ	東京都新宿区北新宿 2 丁目 21 番 1 号新宿 フロントタワー 33 階	代表取締役 城戸 一弥	
株式会社キムラタ ン	神戸市中央区加納町 2 丁目 4 番 10 号水木 ビルディング	代表取締役 浅川 岳彦	平成 30 年 11 月 10 日 新規出店

株式会社マエダフーズ	兵庫県加古川市平荘町山角 119-3	代表取締役 前田 陽平	平成 29 年 9 月 16 日 新規出店
フランス総合医療株式会社	東京都中央区銀座 8 丁目 10 番 6 号	代表取締役 杉木 和彦	

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあつては 代表者の氏名	変更の年月日 変更する理由
イオンリテール株式会社	千葉県美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1	代表取締役 古澤 康之	代表者変更
イオンバイク株式会社	千葉県美浜区中瀬 1-4	代表取締役 松尾 和英	令和 7 年 4 月 18 日 入店
株式会社ビー・エー・エル	京都市中京区河原町通三条下ル 2 丁目山崎町 251 番地	代表取締役 杉山 卓雄	令和 7 年 3 月 7 日 入店
株式会社キャメル珈琲	東京都世田谷区代田 2-31-8	代表取締役 尾田 信夫	
株式会社プライムウィル	兵庫県芦屋市岩園町 1-7 ロイヤルパーク芦屋 3 階	代表取締役 加藤 道信	令和 6 年 8 月 8 日 入店
B-Rサーティワンアイスクリーム株式会社	東京都品川区上大崎 3-1-1 目黒セントラルスクエア 16F	代表取締役 ジョン・キム	代表者変更 住所変更
株式会社M I Z COMPANY	兵庫県神戸市兵庫区西出町 3-11	代表取締役 水田 康貴	令和 6 年 11 月 15 日 入店
株式会社サイプレス	東京都港区六本木 1 丁目 9-10	代表取締役 東 稔哉	令和 4 年 11 月 9 日 入店
株式会社アクシーズフーズ	東京都文京区向丘 1-12-2	代表取締役 伊地知 洋正	令和 7 年 5 月 16 日 入店
有限会社ネットタワー	東京都板橋区板橋 1-49-1	代表取締役 江野 俊銘	
株式会社DAY TO LIFE	大阪府大阪市北区西天満 3 丁目 13-20A Sビル 2 F	代表取締役 杉内 健吉	令和 5 年 2 月 22 日 入店
株式会社魚組	兵庫県西宮市甲子園五番町 15 番 6 号	代表取締役 勝岡 慶一	

株式会社ライフスタイルイノベーション	東京都港区北青山3丁目5番10号	代表取締役 西川 信一	
合同会社フォーリーフカンパニー	兵庫県神戸市灘区篠原北町4-13-10	代表取締役 山下 新太	出店者変更
株式会社ココカラファインヘルスケア	横浜市港北区新横浜3-17-6ノイテックビル	代表取締役 塚本 厚志	
株式会社担英未来	神戸市垂水区神田町7番15号	代表取締役 又江 啓	
株式会社千里屋	大阪府大阪市北区堂山町1番5号三共梅田ビル8階	代表取締役 亀田 芳広	住所変更
株式会社わくわく広場	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目3番地幕張テクノガーデンB棟14階	代表取締役 黒田 智也	令和5年3月31日 入店
株式会社神港フラワーセンター	神戸市中央区下山手通3丁目1番19号	代表取締役 二谷 淳一	代表者変更
株式会社ゾフ	東京都港区北青山3丁目6番1号オーク表参道6階	代表取締役 上野 博史	代表者変更
株式会社夢染染	京都市中京区六角町通室町西入玉蔵町121美濃利ビル2階	代表取締役 宮本 恒太	代表者変更 住所変更
株式会社メガスポーツ	千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1	代表取締役 三浦 隆司	住所変更
株式会社CHELSEA New York	石川県野々市市御経塚3-488	代表取締役 今村 慎一郎	代表者変更 住所変更
株式会社エービーシー・マート	東京都渋谷区道玄坂1-12-1渋谷マークシティウエスト19F	代表取締役 野口 実	令和7年3月7日 面積変更
株式会社チュチュアンナ	大阪府大阪市中央区森ノ宮中央1-10-2	代表取締役 上田 崇敦	令和5年2月1日 入店

株式会社ジーフット	東京都中央区新川1丁目14番1号国冠ビル5F	代表取締役 木下 尚久	代表者変更
株式会社ADOO RLINK	東京都渋谷区渋谷2丁目16番5号宮益坂プレイス渋谷5階	代表取締役 福田 泰生	令和6年9月6日 入店
株式会社なゆた	神戸市中央区相生町4-8-13	代表取締役 坂野 紀子	令和6年7月29日 入店
有限会社ティアラインターナショナル	神戸市北区南五葉5-7-35	代表取締役 園部 喜博	令和3年6月1日 入店
株式会社タカキュー	東京都板橋区板橋3丁目9番7号	代表取締役 伊藤 健治	
株式会社中央コンタクト	静岡県静岡市葵区伝馬町3番地の1深尾ビル3階	代表取締役 藤本 亮吉	住所変更
ルイカステルジャパン株式会社	大阪府枚方市野村中町1-10	代表取締役 李 在燁	住所変更
株式会社東京デリカ	東京都葛飾区新小岩1丁目48番14号	代表取締役 木山 剛史	
株式会社ハニーズホールディングス	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地の1	代表取締役 江尻 英介	
株式会社WALLS	神戸市兵庫区荒田町2-18-20湊川プラザ1F	代表取締役 高梨 英二	住所変更
株式会社MANA	大阪府中央区瓦屋町3-10-1-803	代表取締役 福田 真也	
株式会社コスギ	東京都中央区日本橋堀留町1丁目9番11号	代表取締役 小杉 佐太郎	出店者変更
キクヤ図書販売株式会社	神戸市兵庫区出在家町2丁目2番21号	代表取締役 工藤 健一	
株式会社フェリピープス	神戸市兵庫区新開地6丁目1番5-70	代表取締役 美馬 都	令和3年11月1日 入店
株式会社Trust	大阪府東大阪市下小阪4丁目8番34	代表取締役 多川 一馬	令和5年11月15日 入店
株式会社ADESSO	神戸市中央区江戸町85-1	代表取締役 尾崎 道孝	

株式会社ビバリー	東京都中央区銀座8-10-6 銀座MEビル7F	代表取締役 神下 英輝	令和6年10月25日 入店
株式会社明石スクールユニフォームカンパニー	岡山県倉敷市児島田の口1丁目3-4	代表取締役 河合 秀文	令和3年10月28日 入店
株式会社ピーチクラブ	岸和田市藤井町1-14-31 グリーン第1ビル2F	代表取締役 納谷 康平	代表者変更 住所変更
株式会社メガネトップ	静岡市葵区伝馬町8番地の6 トップセンタービル8F	代表取締役 富澤 昌宏	
株式会社みのや	さいたま市中央区大字下落合1050-2 与野太平ビル3F	代表取締役 正木 宏和	
株式会社ルルアーク	福岡市東区松島3丁目30-23	代表取締役 長友 伸二	令和5年11月2日 入店
Guide-Maker株式会社	兵庫県加東市上田305-1	代表取締役 兼光 佑育	令和7年4月25日 入店
株式会社ヴィレッジヴァンガードコーポレーション	名古屋市名東区上社1丁目1802番地ST-BASE上社5階	代表取締役 白川 篤典	
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東1丁目4番14号	代表取締役 矢野 靖二	代表者変更
イオンペット株式会社	千葉県市川市南八幡4丁目17番8号Jプロ本八幡ビル	代表取締役 米津 一郎	代表者変更
株式会社イトウゴフク	岡山市南区千鳥町5-1	代表取締役 伊藤 龍夫	令和3年3月18日 入店
株式会社コックス	東京都中央区日本橋浜町1-2-1HF 日本橋浜町ビルディング	代表取締役 三宅 英木	代表者変更
株式会社キャンドウ	東京都新宿区北新宿2丁目21番1号新宿フロントタワー33階	代表取締役 城戸 一弥	
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266-1	代表取締役 大村 浩一	代表者変更

上新電機株式会社	大阪市浪速区日本橋 西1丁目6番5号	代表取締役 金谷 隆平	
フランス総合医療 株式会社	東京都千代田区平河 町1-8-8	代表取締役 杉木 和彦	令和6年2月1日 面積変更
株式会社トレジャー・ファクトリー	東京都千代田区外神 田4丁目14-1秋葉 原UDXビル20階	代表取締役 野坂 英吾	令和5年4月28日 入店

3 変更の年月日

- (1) 令和6年5月23日
- (2) 2(2)のとおり

4 変更の理由

- (1) 代表者変更のため
- (2) 2(2)のとおり

5 届出年月日

令和7年5月30日

6 縦覧期間

令和7年10月7日から令和8年2月9日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号
三宮ビル東館4階
神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年10月7日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年10月7日

神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ北神戸鹿の子台店

神戸市北区鹿の子台北町8丁目2番6

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南2丁目7番5号	代表取締役 杉本 正彦

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南2丁目7番5号	代表取締役 細川 裕一郎

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南2丁目7番5号	代表取締役 杉本 正彦

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては 代表者の氏名
株式会社関西ケーブズ ンキ	茨城県水戸市城南2丁目7番5号	代表取締役 細川 裕一郎

3 変更の年月日

令和7年6月19日

4 変更の理由

代表者の変更のため

5 届出年月日

令和7年9月1日

6 縦覧期間

令和7年10月7日から令和8年2月9日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和7年10月7日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べることができます。

令和7年10月7日

神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ西神戸店

神戸市西区王塚台7丁目131番1外

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南2丁目7番5号	代表取締役 杉本 正彦

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南2丁目7番5号	代表取締役 細川 裕一郎

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住所	法人にあっては代表者の氏名
株式会社関西ケーズデンキ	茨城県水戸市城南2丁目7番5号	代表取締役 杉本 正彦

(変更後)

氏名又は名称	住所	法人にあっては 代表者の氏名
株式会社関西ケーブズ ンキ	茨城県水戸市城南2丁目7番5号	代表取締役 細川 裕一郎

3 変更の年月日

令和7年6月19日

4 変更の理由

代表者の変更のため

5 届出年月日

令和7年9月1日

6 縦覧期間

令和7年10月7日から令和8年2月9日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告

水難救護法第 29 条第 1 項の規定に基づき引き渡しを受けた漂流物を所有者に引き渡すため、同法第 25 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

令和 7 年 10 月 7 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 漂流物

桃太郎と標示があるボート 1 隻

2 発見揚収日時

令和 7 年 7 月 17 日午後 1 時 25 分頃

3 発見揚収場所

神戸市垂水区狩口台 7 丁目 15 番 30 号南側海上
(北緯 34-36-28.30、東経 135-01-21.00)

4 漂流物の写真



区長訓令甲第1号

区役所

区長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年9月30日

東灘区長	工藤	健一
灘区長	岸上	佳代
中央区長	増田	匡
兵庫区長	古泉	泰彦
北区長	三木由美子	
長田区長	田中	幸夫
須磨区長	岩城	敬二
垂水区長	若松	謙一
西区長	豊永	太郎

区長の権限に属する事務の専決規程の一部を改正する訓令

区長の権限に属する事務の専決規程（平成9年3月区長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（課長の専決事項）	（課長の専決事項）
第4条 課長の専決事項は、次のとお	第4条 課長の専決事項は、次のとお

りとする。この場合において、課長（組織の事務を主管する課長を除く。）は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、課長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則第83条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。

課長共通専決事項 [略]

総務部地域協働課課長（総務担当）専決事項 [略]

総務部市民課長専決事項 [略]

総務部保険年金医療課長専決事項（北区役所総務部保険年金医療課長にあっては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）

(1) ～ (10) [略]

(11) 高齢期移行者医療費受給者証の資格認定及び高齢期移行者医療費の給付に関すること。（総務部保険年金医療課課長の専決事項に属するものを除く。以下第26号までにおいて同じ。）

(12) ～ (26) [略]

総務部保険年金医療課課長専決事項（北区役所総務部保険年金医療

りとする。この場合において、課長（組織の事務を主管する課長を除く。）は、自らの所掌事務に属すること及び当該所掌事務に従事する職員に関することについて、課長共通専決事項の項に規定する事項（神戸市事務分掌規則第83条第1項の規定に基づき事務分担に定めることにより、当該事項の一部を除くことができる。）を専決するものとする。

課長共通専決事項 [略]

総務部地域協働課課長（総務担当）専決事項 [略]

総務部市民課長専決事項 [略]

総務部保険年金医療課長専決事項（北区役所総務部保険年金医療課長にあっては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。）

(1) ～ (10) [略]

(11) 高齢期移行者医療費受給者証の資格認定及び高齢期移行者医療費の給付に関すること。

(12) ～ (26) [略]

総務部保険年金医療課課長専決事項（北区役所総務部保険年金医療

課課長にあつては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。)(西区役所総務部保険年金医療課課長にあつては、玉津支所の所管区域に係るものを含む。)(保険年金事務センター及び介護医療事務センターにおける届出・申請の受理、審査、登録、発行、報告その他これらに類するものに限る。)

(1)～(5) [略]

(6) 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則第50条及び第51条に規定する事務に関すること。

(7) 高齢期移行者医療費受給者証の資格認定及び高齢期移行者医療費の給付に関すること。

(8) こども医療費受給者証の資格認定及びこども医療費の給付に関すること。

(9) 重度障害者医療費受給者証の資格認定及び重度障害者医療費の給付に関すること。

(10) ひとり親家庭等医療費受給者証の資格認定及びひとり親家庭等

課課長にあつては、北神区役所の所管区域に係るものを含む。)(西区役所総務部保険年金医療課課長にあつては、玉津支所の所管区域に係るものを含む。)(保険年金事務センターにおける届出・申請の受理、審査、登録、発行、報告その他これらに類するものに限る。)

(1)～(5) [略]

(6) 神戸市長の権限に属する事務の委任に関する規則第50条及び第51条に規定する事務に関すること。

(神戸市保険年金事務センターにおける届出・申請の受理、審査、登録、発行、報告その他これらに類するものに限る。)

医療費の給付に関すること。

(11) 高齢重度障害者医療費受給者証の資格認定に関すること。

(12) 第7号から第11号までに係る助成金及び給付金の不正利得の徴収に関すること。

(13) 第7号から第11号までに係る各種異動処理に関すること。

(14) 介護保険に係る被保険者の資格に関すること。

(15) 介護保険に係る保険給付に関すること。

(16) 介護保険に係る保険料の賦課に関すること。

(17) 介護保険に係る保険料の賦課徴収に関する資料の調査に関すること。

(18) 介護保険に係る保険料納付原簿の整備に関すること。

(19) 介護保険に係る介護予防・日常生活支援総合事業（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項）の支給に関すること。

(20) 後期高齢者医療被保険者の資格等に関する届出、保険料に関する届出、申出及び申請の受付並びに被保険者証等の引渡し及び返還の受

付に関すること。

(21) 後期高齢者医療の給付に関する請求及び届出の受理に関すること。

(22) 後期高齢者医療保険料その他諸収入金の徴収に関すること。ただし、特別徴収義務者に係る徴収に関するものを除く。

保健福祉部生活支援課長専決事項 [略]

北神区役所市民課長専決事項 [略]

北須磨支所市民課長専決事項 [略]

北須磨支所保険年金医療課長専決事項 [略]

北須磨支所保険年金医療課課長専決事項 [略]

北須磨支所生活支援課長専決事項 [略]

保健福祉部生活支援課長専決事項 [略]

北神区役所市民課長専決事項 [略]

北須磨支所市民課長専決事項 [略]

北須磨支所保険年金医療課長専決事項 [略]

北須磨支所保険年金医療課課長専決事項 [略]

北須磨支所生活支援課長専決事項 [略]

附 則

この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程等の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年10月7日

交通事業管理者 城南雅一

神戸市交通管理規程第11号

神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程等の一部を改正する規程
(神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程の一部改正)

第1条 神戸市乗合自動車の乗車料金等に関する条例施行規程(昭和40年1月9日交規程第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
第1条～第9条 [略] (乗車券の発売場所)		第1条～第9条 [略] (乗車券の発売場所)	
第10条 乗車券は、次に掲げる場所で発売する。ただし、管理者が必要と認めるときは、その他の場所で発売することがある。		第10条 乗車券は、次に掲げる場所で発売する。ただし、管理者が必要と認めるときは、その他の場所で発売することがある。	
券種	発売場所	券種	発売場所

<table border="1"> <tr> <td style="width: 15%;">定期券</td> <td>三宮駅・新長田駅・名谷駅・西神中央駅・谷上駅定期券発売所、神戸駅前営業所</td> </tr> </table> <p>第10条の2～第36条 [略]</p>	定期券	三宮駅・新長田駅・名谷駅・西神中央駅・谷上駅定期券発売所、神戸駅前営業所	<table border="1"> <tr> <td style="width: 15%;">定期券</td> <td>三宮駅・新長田駅・名谷駅・西神中央駅・谷上駅定期券発売所、神戸駅前営業所、<u>神戸電鉄湊川駅定期券発売所</u></td> </tr> </table> <p>第10条の2～第36条 [略]</p>	定期券	三宮駅・新長田駅・名谷駅・西神中央駅・谷上駅定期券発売所、神戸駅前営業所、 <u>神戸電鉄湊川駅定期券発売所</u>
定期券	三宮駅・新長田駅・名谷駅・西神中央駅・谷上駅定期券発売所、神戸駅前営業所				
定期券	三宮駅・新長田駅・名谷駅・西神中央駅・谷上駅定期券発売所、神戸駅前営業所、 <u>神戸電鉄湊川駅定期券発売所</u>				

(神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程の一部改正)

第2条 神戸市高速鉄道乗車料条例施行規程(昭和52年3月3日交規程第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
第1条～第11条 [略] (乗車券の発売場所)		第1条～第11条 [略] (乗車券の発売場所)	
第12条 乗車券の発売場所は、次に掲げるとおりとする。ただし、管理者は、事業上の必要があるときは、これを変更することができる。		第12条 乗車券の発売場所は、次に掲げるとおりとする。ただし、管理者は、事業上の必要があるときは、これを変更することができる。	
乗車券 の種類	発売場所	乗車券 の種類	発売場所

[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
定期券	三宮駅・新長田駅・名谷駅・西神中央駅・谷上駅定期券発売所、神戸駅前営業所（以下「定期券発売所」という。）	定期券	三宮駅・新長田駅・名谷駅・西神中央駅・谷上駅定期券発売所、神戸駅前営業所、 <u>神戸電鉄湊川定期券発売所</u> （ <u>神戸電鉄湊川定期券発売所は第4条第1項ただし書に定める定期券を除く。</u> 以下「定期券発売所」という。）
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]
2 [略]		2 [略]	
第12条の2～第29条 [略]		第12条の2～第29条 [略]	

（神戸市乗合自動車・高速鉄道連絡運輸及び共通乗車取扱規程の一部改正）

第3条 神戸市乗合自動車・高速鉄道連絡運輸及び共通乗車取扱規程（平成14年交規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前																											
第1条～第5条の2 [略]		第1条～第5条の2 [略]																											
(発売場所)		(発売場所)																											
第6条 乗車券は、乗合自動車と高速鉄道の区分に応じ、それぞれの条例及び規程に定める要件を満たす場合に、次に掲げる場所で発売する。ただし、管理者が必要と認めるときは、その他の場所で発売することができる。		第6条 乗車券は、乗合自動車と高速鉄道の区分に応じ、それぞれの条例及び規程に定める要件を満たす場合に、次に掲げる場所で発売する。ただし、管理者が必要と認めるときは、その他の場所で発売することができる。																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>乗車券の種類</th> <th>発売場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>定期券</td> <td>三宮駅・新長田駅・名谷駅・西神中央駅・谷上駅定期券発売所、神戸駅前営業所（以下「定期券発売所」という。）及び各駅</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		乗車券の種類	発売場所	[略]	[略]	[略]	[略]	定期券	三宮駅・新長田駅・名谷駅・西神中央駅・谷上駅定期券発売所、神戸駅前営業所（以下「定期券発売所」という。）及び各駅	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th>乗車券の種類</th> <th>発売場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>定期券</td> <td>三宮駅・新長田駅・名谷駅・西神中央駅・谷上駅定期券発売所、神戸駅前営業所、神戸電鉄湊川定期券発売所（以下「定期券発売所」という。）及び各駅</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		乗車券の種類	発売場所	[略]	[略]	[略]	[略]	定期券	三宮駅・新長田駅・名谷駅・西神中央駅・谷上駅定期券発売所、神戸駅前営業所、神戸電鉄湊川定期券発売所（以下「定期券発売所」という。）及び各駅	[略]	[略]	[略]	[略]
乗車券の種類	発売場所																												
[略]	[略]																												
[略]	[略]																												
定期券	三宮駅・新長田駅・名谷駅・西神中央駅・谷上駅定期券発売所、神戸駅前営業所（以下「定期券発売所」という。）及び各駅																												
[略]	[略]																												
[略]	[略]																												
[略]	[略]																												
乗車券の種類	発売場所																												
[略]	[略]																												
[略]	[略]																												
定期券	三宮駅・新長田駅・名谷駅・西神中央駅・谷上駅定期券発売所、神戸駅前営業所、神戸電鉄湊川定期券発売所（以下「定期券発売所」という。）及び各駅																												
[略]	[略]																												
[略]	[略]																												

[略]	[略]]		
		[略]	[略]	
		[略]	[略]	
第7条～第11条 [略]		第7条～第11条 [略]		

附 則

この規程は、令和7年10月8日から施行する。

神戸市市税事務所告示第1号

神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第8条の2第1項の規定に基づき、令和6年1月22日神戸市告示第537号において別途告示で定めることとしている期日のうち、次に掲げる地域に住所、居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税義務者に係るものについては、その期限が令和6年1月1日から令和7年10月30日までの間に到来するものについて、令和7年10月31日とする。

令和7年9月24日

神戸市市税事務所長 野崎重和

都道府県名	地 域
石川県	輪島市 珠洲市 鳳珠郡穴水町 鳳珠郡能登町